

# 仕 様 書

1 借 受 物 品	ハイブリッド自動車（ミニバン）
2 規 格	ホンダFREED 4WD（6人乗り）（本田技研工業株式会社） 又は同等品とする。 ＜同等品条件＞下記4を全て満たすものとする。 ※同等品で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）をあわせて提出すること。
3 借 受 台 数	1 台
4 同 等 品 条 件	(1) 自動車の種別 ハイブリッド自動車 (2) 用 途 乗用 (3) 車体の形状 ミニバン (4) 乗 車 定 員 6名以上 (5) 駆 動 方 式 四輪駆動 (6) ミッション形式 オートマチック (7) 使 用 燃 料 ガソリン（ハイブリッド） (8) 総 排 気 量 1,400～2,000cc (9) 色 白、黒、グレー、シルバー系 (10) 排出ガス基準 平成17年排出ガス基準75%低減レベル以上であること。 (11) 燃 費 基 準 令和2年度燃費基準+20%以上の燃費であること。 (12) 仕 様 寒冷地仕様 (13) 下記6の装備等を全て含むこと。
5 年 式 指 定	令和5年以降（新車）
6 装 備 等	※付属品は純正品・社外品を問わない。 (1) エアコン (2) スタッドレスタイヤ4本（ホイール付）、パンク修理キット ・タイヤは日本製であること。 (3) 標準工具（ジャッキ） (4) AM/FMラジオ (5) フロアマット一式 (6) スノーマット一式 (7) サイドバイザー (8) バックガイドモニター (9) 冬用ワイパー一式 (10) カーナビゲーションシステム（TV無し） (11) ドライブレコーダー（前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、画像データは外部記憶媒体を使用、なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。）
7 借 受 期 間	令和 5 年 8 月 1 日 ～ 令和 10 年 7 月 31 日（60ヶ月） ただし、本調達では地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
8 納 入 期 限	令和5年8月1日（火）
9 平均走行距離	月1,000km程度
10 引 渡 場 所	発注者の指定する場所（札幌市内）
11 保 管 場 所	発注者の指定する場所（札幌市内）

12 保 険 等	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人保険 無制限</li> <li>・対物保険 無制限（免責額なし）</li> <li>・搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき無制限</li> <li>・車両保険 時価（免責額なし）</li> <li>・年齢制限 無制限</li> </ul> <p>(3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること。</p> <p>(4) 札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。</p>
13 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検（車検、6ヶ月点検、12ヶ月点検）は、確実に実施すること。（オイル等の交換又は補充含む）</p> <p>(2) 定期点検及び修理（事故時を含む）の期間中は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕（パンク修理含む）は、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏タイヤと冬タイヤの交換作業及び保管は受注者によることとし、交換時期については毎年札幌市と協議すること。</p> <p>(5) 夏タイヤ・冬タイヤの磨耗状態に応じ、上記6(2)に記載の新品に交換すること。交換作業は受注者によることとし、交換時期については札幌市と協議すること。</p>
14 費 用 負 担	<p>(1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（オイル交換含む）・車検費用一式（法定費用、諸経費含む）及び故障修理の費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費及び洗車費については札幌市の負担とし、その他要する一切の経費は受注者の負担とする。</p>
15 そ の 他	<p>(1) 不明な点については、事前に担当課職員と打ち合わせを行うこと。</p> <p>(2) 賃貸借期間満了後における賃借物品の買取り又は再リースについて、当事者は協議することができるものとする。</p> <p>(3) リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については変更を行わない。</p> <p>(4) 借受期間開始日（納車日）に万一間に合わない場合は、代車を用意し、その費用は受注者の負担とする。</p>
16 担 当 課	<p>札幌市建設局総務部用地管理課 担当者：松宮</p> <p>所在地：札幌市中央区北1条西2丁目1番地札幌時計台ビル10階 TEL：（011）211-2552</p>